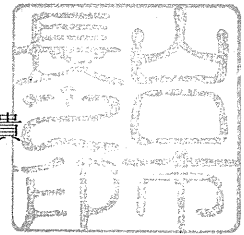


山口市告示第 85 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、山口市、萩市及び防府市において消防通信指令事務を共同して管理し、及び執行するため、別紙のとおり規約を定め、令和 5 年 4 月 10 日をもって山口市・萩市・防府市消防通信指令事務協議会を設置したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 10 日

山口市長 伊 藤 和 貴



(別紙)

山口市・萩市・防府市消防通信指令事務協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の2の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化を図るため、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、山口市・萩市・防府市消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会を設ける市)

第3条 協議会は、山口市、萩市及び防府市（以下「関係市」という。）がこれを設ける。

(協議会が管理及び執行をする事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務（以下「担当事務」という。）を管理し、及び執行する。

- (1) 関係市の区域（法第252条の14の規定に基づき、萩市が消防事務の委託を受けている阿武町の区域を含む。）における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会の運営に必要な事務

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、山口市亀山町2番1号に置く。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長1人、副会長2人及び委員3人をもってこれを組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、山口市消防長の職にある者をもって充てる。

2 副会長は、萩市消防長及び防府市消防長の職にある者をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が会長の職務を代理する。

5 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、関係市の消防職員のうちから、関係市の消防長が協議により定めた職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(職員)

第9条 協議会の担当事務に従事する職員（以下「職員」という。）

の定数及び当該定数の関係市ごとの配分については、関係市の消防長が協議により、これを定める。

2 会長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれの市の消防職員で、関係市の消防長が選定した者のうちから選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行

があると認めるときは、これを解任することができる。

(事務処理のための組織)

第10条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、協議会の担当事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第11条 会議は、協議会の担当事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第12条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会長は、副会長及び委員（以下「副会長等」という。）のうち2人以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、これを招集しなければならない。

3 会議の開催の日時及び場所は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを副会長等に通知しなければならない。

(会議の運営)

第13条 会議は、副会長等の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(関係市の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第14条 協議会が担当事務を関係市の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、当該事務に関する山口市の条例、規則その他の規程（以下「山口市条例等」という。）

を関係市の当該事務に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 山口市は、担当事務に関する山口市条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ萩市及び防府市と協議しなければならない。

3 山口市長は、担当事務に関する山口市条例等が制定され、又は改廃された場合においては、速やかにその旨を萩市長並びに防府市長及び会長に通知するものとする。

(経費の支弁の方法)

第15条 担当事務の管理及び執行に要する費用は、関係市が負担する。

2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、別に定める負担割合によるものとする。

3 協議会の会計事務は、山口市において行うものとする。

4 萩市及び防府市は、第2項の規定による負担金を山口市に納付するものとする。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第16条 担当事務の用に供する財産に関しては、関係市が協議してそれぞれ取得し、若しくは設置し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会が行う。

2 協議会は、前項の規定により財産の管理を行う場合においては、当該管理に関する山口市条例等を関係市の当該管理に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該管理をその定めるところにより

行うものとする。この場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第17条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合における担当事務の承継については、関係市が協議して定める。

(協議会の規程)

第19条 協議会は、この規約に定めるもののほか、担当事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、令和5年4月10日から施行する。